

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成30年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に現に指定を受けている改正前の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第4条及び第8条に規定する指定障害者支援施設等については、この規則による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第7条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に現に指定を受けている改正前の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第4条及び第8条に規定する指定障害者支援施設等については、この規則による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第7条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成30年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正す

る。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 376 357 405">附 則</p> <p data-bbox="193 423 759 548">(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="197 566 759 828">4 省令附則第4条に該当する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="887 376 971 405">附 則</p> <p data-bbox="807 423 1374 548">(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="812 566 1374 828">4 省令附則第4条に該当する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。